



令和2年 (2020年) 10月 26日 (月)

No. 15281 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (24)

－「視覚を通じて美感を起こさせるもの」の認定－ (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (24)

－「視覚を通じて美感を起こさせるもの」の認定－

大阪地判令和2年5月28日 [データ記憶機] 平成30年(ワ)第6029号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事件の概要】

本件は、意匠に係る物品を「データ記憶機」とする意匠権(意匠登録第1409214号)を有する原告が、被告の製造、販売する「データ記憶機」及び「そのケース」の意匠は本件意匠に類似するなどとして、被告製品の製造等の差止め等を請求するとともに、損害賠償金等を請求したもので、両意匠は類似と判

断され、被告製品の製造等の差止め等、及び損害賠償金等の支払いが命じられた事例である。なお、両意匠についての判定2019-600019(令和1年12月20日判定)では、両意匠は非類似とされている。

裁判所は、両意匠に共通する基本的構成態様として、「プレート」が「平面及び正面に…形成されている」と認定している。しかし、両意匠について、視

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長	弁理士 西 川 恵 清	弁理士 竹 尾 由 重
副 所 長	弁理士 坂 口 武	弁理士 谷 水 慎
副 所 長	弁理士 田 中 康 継	弁理士 永 濱 一 貴
	弁理士 水 尻 勝 久	弁理士 小 川 博 生

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階
電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)
E-mail : post@hokutopat.com